

# 障害当事者参画論

## 第二版

一般社団法人日本福祉のまちづくり学会  
未来型 UD 戦略特別研究委員会

## はじめに

本書は、公共施設やまちづくりのバリアフリー、ユニバーサルデザイン化の促進に必要な障害者等の利用者、当事者参画について、その考え方、方法について論じ、これまで各地で実施されてきた好事例を紹介したものである。もとより、当事者参画の歴史は1970年代後半の車いす使用者を中心とする福祉のまちづくり運動を起点とする。当時は参画、参加という論理やプロセスは不十分であったものの、障害のある人に住みやすいまちは、誰にとっても住みやすいまちであるという信念を当事者自身が強く持っていた。しかしこの考え方が設計者や事業者、行政、市民社会が理解するようになったのは、ごく最近のことである。

国連が提唱した1981年の国際障害者年に「障害者の完全参加と平等」がスローガンとなり、その後のわが国の障害者施策の推進に大きな影響を与え、さまざまな計画に当事者参画が進み始める。

今日的には、2006年の国連障害者の権利条約により、障害とは個人と社会環境との相互関係により生じるものであるという「障害の社会モデル」の考え方が明確に示されたことが大きい。わが国では2014年にこの条約を批准し、2018年のバリアフリー法の改正に繋がった。改正バリアフリー法では初めて社会モデルの理念「社会的障壁」が明文化され、参画への道筋が準備された。今後は既存のバリアを解消し、新たなバリアを作らない強い行動が不可欠となる。さらには標準的な方法では解決できハード・ソフトのバリアに対して個別的な対応（合理的配慮）を行うことも極めて重要である。これらの枠組み作りに当事者が果たした役割は非常に大きい。

そして東京2020オリンピック・パラリンピック大会の競技施設、公共交通機関等の整備を牽引したIPC(国際パラリンピック委員会)アクセシビリティ

ィ・ガイド(IPCガイド)が示した公平性、個人の尊厳、機能性、当事者参画の考え方がわが国のバリアフリーをさらに加速させることとなる。IPCガイドは権利条約の考え方をベースにパラリンピックのガイドラインとして作成されたものであるが、その東京版として作成されたTokyoアクセシビリティガイドラインは、東京2020大会後の当事者参画レガシーとして、全国各地の主要な公共施設整備、事業立案の業務要求水準、具体的なユニバーサルデザイン・ワークショップ等に波及している。

しかしながら、まだまだ行政、事業者、建築設計者等が当事者参画の必要性を十分に理解しているわけではない。多くは法の最低基準を遵守することで当事者のニーズを反映すると理解する。しかし施設やまち、市民のニーズは日々進展する。結果法基準やガイドラインが後手に回る場合もある。実際にはなぜ障害当事者等が困るのかを理解しないままバリアフリー整備を進め。モノや数値が独り歩きする場合もある。

当事者参画は、障害のある人に限らない。すべての市民生活の満足度を高めるための手法であり、差別や格差のない社会環境を整える糸口の一つである。物的環境に対する公平感は個々それぞれが異なるものであり、まちづくりや設計活動においてその固有なニーズを当事者参画で明確にしておく必要がある。少なくともバリアフリーのステークホルダーとして障害当事者の参画を推進する必要がある。

もちろん当事者参画により社会の中の不公平感や人権が簡単に改善されるわけではないし、こうした取り組みに不安を感じている行政や事業者、設計者も少なくないと思われる。準備、時間、コスト、運営、さらには経験が左右するからである。しかし、最初から当事者参画の経験がある行政職員や当事者、設計者、事業者はいない。法に基づく基準では認識できない利用者のニーズがあるから、差別や偏見を生み出さないために進めるのである。

本書が全国各地のバリアフリーやユニバーサルデザイン、インクルーシブデザインのまちづくり、施設づくりの一助になることを希望する。

(高橋儀平)

第1章 総論	6
1. 当事者とは	6
2. 公共事業と当事者参画	7
3. 当事者参画ができた場合の優位点	7
4. 「みんな」を想像する	8
5. 「当事者参画のシナリオ	9
第2章 当事者参画の意義と効果	10
1. 当事者参画の背景と考え方	10
1.1 自立生活運動と社会のバリアの可視化	10
1.2 「誰もが乗れる、使える」は当事者発	10
1.3 国際障害者年と国際的ネットワークの発展	10
1.4 交通アクセス全国行動と交通バリアフリー法制定	11
1.5 行政・自治体による政策の歴史	11
2. 当事者参画の意義	12
2.1 当事者抜きでの整備の問題点	12
2.2 多様な利用者の意見を反映した施設整備	12
2.3 相互理解により新たな工夫が生まれる	13
2.4 知見の共有とバージョンアップ	13
3. 当事者参画の留意点	13
3.1 事業主(施主)の理解	13
3.2 多様な当事者の参画	14
3.3 早い段階からの意見反映	14
3.4 すべての段階での意見反映	14
3.5 設計者が心がけること	14
3.6 モックアップテスト	15
3.7 最後の手直しも見込んでおく	15
3.8 運営マニュアルの作成	15
第3章 当事者参画の制度と実施体制	16
1. 当事者参画を位置付ける法制度の現状	16
1.1 バリアフリー法	16
1.2 バリアフリー法に基づく委任条例	18
1.3 福祉のまちづくり条例	19
2. 参画の体制	20
2.1 参画の場と方法	20
2.2 参画の手法	21
2.3 効果的な参画のためのポイント	21
2.4 当事者、発注者、事業者、設計者、施工業者、行政、専門家など個々の役割と関係性	22

3. 韓国のバリアフリー法と当事者参画.....	22
3. 1 バリアフリー法の流れ.....	22
3. 2 バリアフリー法上の当事者参加.....	23
3. 3 韓国のバリアフリー認証と当事者参加.....	23
<b>第4章 地域の参画状況 ～移動等円滑化評価会議地域分科会～</b> .....	<b>25</b>
1. 北海道分科会.....	25
1. 1 概要.....	25
1. 2 これまでの会議の開催状況.....	25
1. 3 特に紹介したい取り組みと紹介したい事例.....	25
1. 4 今後の課題.....	25
2. 東北分科会.....	26
2. 1 概要.....	26
2. 2 東北における移動等円滑化の進展状況.....	26
2. 3 東北分科会の課題等.....	26
3. 関東分科会.....	27
3. 1 概要.....	27
3. 2 これまでの会議の開催状況.....	27
3. 3 特に紹介したい取り組み.....	27
3. 4 今後の課題.....	27
4. 北陸信越分科会.....	28
4. 1 分科会の概要.....	28
4. 2 分科会の構成.....	28
4. 3 分科会の活動.....	28
4. 4 今後の展望.....	28
5. 中部分科会.....	29
5. 1 概要.....	29
5. 2 これまでの取り組み.....	29
5. 3 特に紹介したい取り組み.....	29
5. 4 今後の課題.....	29
6. 近畿分科会.....	30
6. 1 概要.....	30
6. 2 これまでの取り組み.....	30
6. 3 特に紹介したい取り組み.....	31
6. 4 今後の課題.....	31
7. 中国分科会.....	31
7. 1 概要.....	31
7. 2 中国分科会の課題.....	32
7. 3 分科会活性化のために必要なこと.....	32
8. 四国分科会.....	32
8. 1 概要.....	32

8. 2 四国分科会の課題.....	33
8. 3 分科会活性化のために必要なこと.....	33
9. 九州分科会.....	33
9. 1 概要.....	33
9. 2 これまでの会議の内容.....	33
9. 3 九州分科会の課題.....	34
9. 4 その他の取り組み.....	34
9. 5 分科会活性化のために必要なこと.....	34
10. 沖縄分科会.....	34
10. 1 概要.....	34
10. 2 これまでの取り組み.....	35
10. 3 特に紹介したい取り組み.....	35
10. 4 今後の課題.....	35
<b>第5章 当事者参画の事例</b> .....	<b>36</b>
A. 鉄道建設や改修での優良モデル事例.....	36
1. 仙台市地下鉄東西線の建設.....	36
1. 1 地下鉄東西線の建設.....	36
1. 2 当事者参画のポイント.....	36
1. 3 現在の課題と取り組み.....	36
1. 4 まとめ.....	37
2. 大阪メトロ千日前線.....	38
2. 1 事業名.....	38
2. 2 改良年.....	38
2. 3 事業に参画した当事者の内訳、団体名.....	38
2. 4 事業の特徴.....	38
2. 5 当事者参画の特徴.....	38
B. 大規模プロジェクトでの当事者参画の体制づくりとその変遷.....	39
3. さいたま新都心.....	39
3. 1 事業概要.....	39
3. 2 さいたま新都心バリアフリー都市宣言.....	39
3. 3 当事者参画の経緯.....	40
3. 4 当事者参画の特徴.....	40
3. 5 さいたま新都心整備事業における当事者参画の評価.....	41
4. 中部国際空港.....	42
4. 1 施設概要.....	42
4. 2 当該事業における当事者参画の依頼者.....	43
4. 3 当該事業で実施された参画の方法.....	43
4. 4 参加者の属性.....	43
4. 5 活動期間と会議回数.....	43



4. 6	成果	43
5.	国立競技場	45
5. 1	建築概要	45
5. 2	UD業務要求水準とUDワークショップ	45
5. 3	UDワークショップの主な成果	46
6.	広島市サッカースタジアム等整備事業	49
6. 1	事業名	49
6. 2	建築概要	49
6. 3	当事者参画の形態	49
6. 4	当事者参画の経緯と特徴	50
7.	大阪万博UDガイドラインの見直し	51
7. 1	事業名	51
7. 2	改定年	51
7. 3	当事者参画の特徴	51
7. 4	参画した当事者の内訳、団体名	52
8.	大阪ヘルスケアパビリオンのワークショップ（大阪・関西万博）	52
8. 1	取り組みの概要	52
8. 2	トイレワークショップ	52
8. 3	成果	54
C. 行政のしくみ・制度の中での当事者参画		
9.	明石市マスタープラン	54
9. 1	事業名	54
9. 2	参画した当事者の内訳、団体名	54
9. 3	当事者参画の特徴	55
10.	沖縄公園等バリアフリー化推進協議会による当事者参画への取り組みについて	55
10. 1	設立の経緯	55
10. 2	沖縄ユニバーサルデザイン公園等建設指針の編集・発行	56
10. 3	計画・設計のUD相談窓口の機能	56
10. 4	沖縄県庁、県内各市町村長、担当部局への要請活動	57
10. 5	自治体職員向け研修会の実施	57
10. 6	沖縄県測量設計コンサルタンツ協会及び 沖縄県建築士会まちづくり委員会での講習会の実施	57
10. 7	沖縄県内での具体的な取り組み事例	58
10. 8	今後の取り組みについて	59
11.	沖縄観光バリアフリー	59
11. 1	当事者、専門家アドバイザー派遣事業	59
11. 2	観光バリアフリーアドバイザー派遣事業	59
12.	韓国の事例	61
12. 1	韓国の観光バリアフリー	61
12. 2	韓国の文化財バリアフリー	62

D.	地域のバリアフリー化と身近な施設の改修事例	63
13.	横浜市バリアフリー基本構想における住民提案 (羽沢横浜国大駅周辺地区バリアフリー基本構想)	63
13. 1	横浜市におけるバリアフリー基本構想と住民提案制度	63
13. 2	羽沢横浜国大駅周辺地区におけるバリアフリーのまちづくり活動（構想前史）	63
13. 3	羽沢横浜国大駅周辺地区バリアフリー基本構想の住民提案（素案）の特徴	64
13. 4	住民参画による基本構想素案作りの実際と課題	65
13. 5	課題と展開	66
14.	逗子市公共施設整備バリアフリー懇話会（20112011～） 旧公共施設整備福祉適合検討委員会（20002000～20112011）の概要	67
14. 1	検討委員会発足の経緯	67
14. 2	委員会の概要	67
14. 3	実施された計画事例	67
14. 4	実施における課題	70
15.	コンビニの改善事例	71
15. 1	施設名	71
15. 2	改修年	71
15. 3	当事者参画の特徴	71
16.	(有) オーバーシーPlamo	72
16. 1	施設概要	72
16. 2	当事者参画による施設のバリアフリー対応	72
17.	アクアイグニス仙台	72
17. 1	施設概要	72
17. 2	当事者参画の経緯	72
17. 3	提案し改善されたポイント	72
E.	当事者発による情報発信と啓発	74
18.	バリアフリーWebマガジン『おでかけイ～ヨ』	74
18. 1	『おでかけイ～ヨ』の概要	74
18. 2	活動について	74
19.	心のバリアフリーステッカープロジェクト	75
19. 1	心のバリアフリーステッカープロジェクトの概要	75
19. 2	虹のシールについて	75
19. 3	バリアフリーな社会を目指して	75
19. 4	沖縄県での活動	75
19. 5	まちで見つけた“優しさの見える化”	76

[未来型UD戦略特別研究委員会委員]

磯田 勝	さいたま市学校地域連携 コーディネーター
井谷重人	CIL星空☆
岩浦厚信	日本福祉のまちづくり学会 九州沖縄支部★☆☆
岩城一美	NPO法人仙台 バリアフリーツアーセンター☆
大原一興	横浜国立大学☆
尾上浩二	NPOちゅうぶ☆
熊澤宏夫	おかやまUDアンバサダー
佐藤克志	日本女子大学
佐藤 聡	DPI 日本会議★☆☆
菅原麻衣子	東洋大学★☆☆
鈴木千春	障害者の自立と完全参加を 目指す大阪連絡会議☆
高橋儀平	東洋大学工業技術研究所★☆☆
高橋未樹子	コマニー★
高橋愛実	CIL 星空☆
武智韻葉	コマニー★
谷本裕香子	東北工業大学☆
筒井昌美	きた建築設計☆
永元真也	アルメック★☆☆
永山昌彦	障害者自立応援センター YAH! DOみやざき☆
西村正樹	DPI北海道ブロック会議☆
畑 俊彦	障害者生活支援センター ・てごーす☆
原 利明	鹿島建設☆
ヒラヤマアキヒト	BFアナリスト
柳 尚吾	関西学院大学☆
六條友聡	社会福祉法人ぼぼんがぼん☆

〈★印は本書編集委員、☆本書執筆者〉

〈ゲスト執筆者〉

阿部一彦	日本身体障害者団体連合会
石塚裕子	東北福祉大学
親川 修	NPO 法人 バリアフリーネットワー ク会議
工藤登志子	自立生活センターSTEPえどがわ
高嶺 豊	NPOエンパワメント沖縄
山田昭義	AJU自立の家
米島芳文	石川県視覚障害者協会☆

[編集後記]

本書は障害当事者を中心に据えた当事者参画論である。周知のように日本における公共施設やまちづくりへの当事者参画の歴史は古い。1973年仙台で開かれた車いす市民交流集はそのきっかけを作ったといえる。この時点では当事者側からの一方的な参画だったが、次第に行政側が当事者に参画を求めるようになる。この一つが福祉のまちづくり条例を作る場であった。この時点では既にアメリカのADAが到来していたから、障害者がどうやって市民権を獲得し、建築物や公共交通機関のアクセシビリティに関与してきたかも日本に伝えられていた。交通バリアフリー法はそうして実現した。しかし、その後多くの年月を費やしてはいるが、市民社会のコンセンサスは今日でもそれほど進んでいない。市民社会の分断とは言わないが、人と人を区別する思想がある限り、誰もが普通に参画できる土壌は育たない。設計者や技術者という職能は全てではないが、公平さを意識しながらもある程度法の枠組みに縛られて活動せざるを得ない。実は当事者参画は身の回りの住まいづくりと同様ごく身近なものである。しかし、そのチャンスが来ない限り仕事上では見えないことばかり。当事者の要求はそんなに不自然なのか、その要求を実現すると生活や環境がどう変わるのか。とりわけ難しい話ではないので、とにかく本書をきっかけに障害者や様々な当事者との出会いが生まれれば幸いである。本書は当事者参画論の始まりである。これからも一緒に当事者参画論や事例等を積み重ね、加筆改良を加えたい。  
(高橋儀平)

障害当事者参画論

発行日：2023年11月19日 第一版  
2024年 3月22日 第二版  
編集：一般社団法人日本福祉のまちづくり学会  
未来型UD戦略特別委員会  
編集代表 高橋儀平  
発行：〒162-0801 東京都新宿区山吹町358-5  
アカデミーセンター(株)国際文献社内  
一般社団法人日本福祉のまちづくり学会  
03-5937-0153, jais-post@bunken.co.jp